

Notice



中小企業基盤整備機構からのお知らせ

## 経営者の退職金制度「小規模企業共済」加入のすすめ

「小規模企業共済」は、小規模企業共済法に基づき昭和40年に発足した国の制度で、小規模企業者の個人事業主、会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を積み立てておく「経営者の退職金制度」です。

全国で約153万人、三重県では約2万2千人の経営者にご加入いただいております(令和3年3月末現在)。

この共済制度のメリットは、①払い込んだ掛金が全額所得控除扱い、②受け取れる共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い(分割支給)など、税制上の優遇措置が多い点です。ご加入後の掛金の増額・減額も可能で、加入年齢の

制限もございません。さらに③掛金の範囲内で事業資金等の借入れが可能です。

■組合事務局の皆様へ

本年度、中小機構では三重県中小企業団体中央会様並びにその他委託機関様にご支援いただき、特別加入促進運動を展開しております。各組合様に制度の内容、メリットなどを深くご理解いただくために、ご説明をさせていただきます。

中小企業基盤整備機構  
中部本部 共済相談窓口  
電話:052-202-0435



Notice



三重労働局からのお知らせ

## 育児・介護休業法 が改正されます！

以下が改正内容の主なポイントになります。※詳細は追って省令等で定められます。

① 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります 施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日

	新制度(現行制度とは別に取得可能)	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 (今回の改正で分割して2回まで取得可能)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能		原則就業不可

- ② 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります 施行日:令和4年4月1日
- ③ 育児休業を分割して取得できるようになります 施行日:公布後1年6か月以内の政令で定める日
- ④ 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されますが緩和されます 施行日:令和4年4月1日
- ⑤ 従業員数1,000人超えの企業は育児休業取得状況の公表が義務になります 施行日:令和5年4月1日

お問い合わせ先



三重労働局 雇用環境・均等室 開庁時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

電話:059-226-2318 ※改正内容の詳細については厚生労働省ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>でもご覧いただけます。

## 最低賃金の引き上げについて

令和3年10月1日より、三重県の最低賃金が時間額902円(現行874円、引上げ額28円、引上げ率3.2%)に引き上げられます。事業者の皆様におかれましてはご留意いただきますようお願いいたします。

※なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、別途、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

<詳細につきましては下記アドレスにてご確認ください>

- 三重労働局 三重県最低賃金について28円引上げ、時間額902円を答申

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/000935875.pdf>

- 三重労働局 令和3年度第5回三重地方最低賃金審議会結果について

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/000947561.pdf>